様式１

**添付図書一覧表**

**□建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請**

**□変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請**

**□建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請に必要な図書 | | | 申請者チェック欄 | | |
|  | | 他の建築物 |
| 共通図書 | | | | | |
|  | 設計内容説明書 | |  |  | |
| 付近見取図 | |  |  | |
| 配置図 | |  |  | |
| 仕様書（仕上げ表を含む。） | |  |  | |
| 各階平面図 | |  |  | |
| 床面積求積図 | |  |  | |
| 用途別床面積表 | |  |  | |
| 立面図 | |  |  | |
| 断面図又は矩計図 | |  |  | |
| 各部詳細図 | |  |  | |
| 各種計算書 | |  |  | |
| その他確認に必要な書類（　　　　　　　　　　　　　　　） | |  |  | |
| 設備機器関係（非住宅） | | | | | |
|  | 機器表 | |  |  | |
| 仕様書 | |  |  | |
| 系統図  令和２年11月２日国住建環第23号（技助）  「既存建築物のエネルギー消費性能について」反映 | |  |  | |
| 各階平面図 | |  |  | |
| 制御図 | |  |  | |
| 設備機器関係（住宅）（住宅部分が含まれる場合） | | | | | |
|  | 機器表 | |  |  | |
| 所管行政庁が必要と認める図書 | | | | | |
|  | 添付図書一覧表（本紙） | |  |  | |
|  | 申請手数料算定表（様式２） | |  |  | |
|  | 性能向上計画認定通知書の写し及び申請書の写し | |  |  | |
|  | (基準省令附則第３条又は第４条の適用を受ける場合)  法施行の際（Ｈ28/４/１）現に存することを確認できる書類の写し | |  |  | |
|  | 【平成28年４月１日以降に新築された建築物の増改築で、増改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたＢＥＩを増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のＢＥＩに設定する場合】 | | | | |
|  |  | 増改築前の建築物が平成28年４月１日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し |  |  | |
|  |  | 既存の非住宅部分に係る（変更）適合性判定の申請の副本及び適合判定通知書又はそれらの写し |  |  | |
|  |  | 既存の非住宅部分に係る（変更）届出若しくは（変更）通知の副本又はその写し（いずれも受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のあるものに限る。） |  |  | |
|  |  | 既存の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し |  |  | |
|  |  | 既存の非住宅部分に係る性能基準適合認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し |  |  | |
|  |  | 既存の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し |  |  | |
|  |  | 既存の非住宅部分に係るＢＥＬＳ評価書及び当該評価の申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し |  |  | |
|  | 【平成28年４月１日以降に新築された建築物の増改築で、  増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のＢＥＩを1.1に設定する場合】 | | | | |
|  |  | 増改築前の建築物が平成28年４月１日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し |  |  | |
| 【変更時・軽微変更該当証明申請時】 | | | | | |
|  | 変更床面積算定表　　　（変更様式１） | |  |  | |
|  | 変更床面積算定表　別紙（変更様式２） | |  |  | |
|  | 変更床面積算定に係る求積図（算定表の区分ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの） | |  |  | |
|  | 変更床面積算定に係る求積表 | |  |  | |
| 委任状　＜注１＞ | | |  | |  |

　　・「他の建築物」とは、性能向上計画認定を受けた計画に記載された他の建築物です。

＜注１＞　委任状について

　　申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限り必要です。

＜注２＞　申請図書の必要部数

　　申請に必要な部数は、正本１部、副本２部です。

　　また、変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明交付申請の場合は、変更内容が分かる図書を添付し、直前の適合判定通知書及び副本（変更に係る部分に限る。）を添えて提出してください。

様式２

**申請手数料算定表**

**□建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料**

**□変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料**

**□建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料**

**申請手数料**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **非住宅部分の床面積の合計** | **モデル建物法**  **（工場等のみの場合※１）** | **その他の場合**  **（工場等のみの場合※１）** | **性能向上計画認定の**  **他の建築物** |
| **～　 　300㎡未満※２** | **93,000**  **（22,000）** | **238,000**  **（26,000）** | **12,000** |
| **300㎡　～　 1,000㎡未満** | **119,000**  **（32,000）** | **300,000**  **（37,000）** | **22,000** |
| **1,000㎡　～　 2,000㎡未満** | **158,000**  **（46,000）** | **388,000**  **（51,000）** | **35,000** |
| **2,000㎡　～　 5,000㎡未満** | **264,000**  **（118,000）** | **563,000**  **（125,000）** | **103,000** |
| **5,000㎡　～　10,000㎡未満** | **339,000**  **（168,000）** | **689,000**  **（175,000）** | **151,000** |
| **10,000㎡　～　25,000㎡未満** | **415,000**  **（216,000）** | **823,000**  **（224,000）** | **198,000** |
| **25,000㎡　～　50,000㎡未満** | **482,000**  **（260,000）** | **935,000**  **（270,000）** | **239,000** |
| **50,000㎡　～** | **644,000**  **（379,000）** | **1,187,000**  **（390,000）** | **352,000** |

※１　工場等のみの場合とは、特定建築物（法第11条第１項に規定する特定建築物をいう。）の非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物の場合をいう。

※２　300㎡未満の区分は、変更適合性判定申請及び軽微変更該当証明書交付申請の場合にのみに適用される。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 床面積※1の合計 | | | 金額 |
| 非住宅部分 | モデル建物法※２（工場等のみの場合） | ㎡（　　　　　㎡） | 円 |
| その他の場合（工場等のみの場合） | ㎡（　　　　　㎡） | 円 |
| 性能向上計画認定の他の建築物※３ | ㎡ | 円 |

※１　床面積は、次により算定する。

　　○非住宅部分の床面積を算定する。変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更に係る非住宅部分の床面積を算定する。

　　○増改築の場合、既存部分における非住宅部分の床面積を含む。

　　○令第４条に規定する常時外気に開放された部分を含む。

※２　モデル建物法とは、基準省令第１条第１項第１号ロに規定する基準を評価する方法をいう。

※３　性能向上計画の他の建築物の手数料は、適合性判定申請、変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請に係る評価の方法が性能向上計画における評価の方法に相当する場合（例えば、共に標準入力法による場合）に適用する。

様式３

**添付図書一覧表**

**□建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第１項前段、第20条第２項前段、法附則第３条第２項前段、同条第８項前段の規定による届出・通知**

**□建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第１項後段、第20条第２項後段、法附則第３条第２項後段、同条第８項後段の規定による届出・通知（変更）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出・通知に必要な図書 | | | | 届出者・通知者チェック欄 |
| 共通図書 | 付近見取図 | | |  |
| 配置図 | | |  |
| 仕様書（仕上げ表を含む。） | | |  |
| 各階平面図 | | |  |
| 床面積求積図 | | |  |
| 用途別床面積表 | | |  |
| 立面図 | | |  |
| 断面図又は矩計図 | | |  |
| 各部詳細図 | | |  |
| 各種計算書 | | |  |
| 非住宅部分  （設備機器関係） | | 機器表（昇降機にあっては、仕様書） |  |
| 系統図 |  |
| 各階平面図 |  |
| 制御図 |  |
| 住宅部分  （設備機器関係） | | 機器表 |  |
| その他の書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |  |
| 所管行政庁が必要と認める図書 | 添付図書一覧表（本紙） | | |  |
| 部分的な基準適合書面 | 非住宅部分 | 登録性能判定等機関が作成した基準一次エネルギー消費基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し |  |
| 住宅部分 | 登録性能判定等機関が作成した外皮基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し |  |
| 登録性能判定等機関が作成した基準一次エネルギー消費基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し |  |
| 平成28年４月１日以降に新築された建築物の増改築で、増改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたＢＥＩを増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のＢＥＩに設定する場合 | | 増改築前の建築物が平成28年４月１日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し |  |
| 既存の非住宅部分に係る（変更）適合性判定の申請の副本及び適合判定通知書又はそれらの写し |  |
| 既存の非住宅部分に係る（変更）届出若しくは（変更）通知の副本又はその写し（いずれも受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のあるものに限る。） |  |
| 既存の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し |  |
| 既存の非住宅部分に係る性能基準適合認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し |  |
| 既存の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し |  |
| 既存の非住宅部分に係るＢＥＬＳ評価書及び当該評価の申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し |  |
| （平成28年４月１日以降に新築された建築物の増改築で、増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のＢＥＩを1.1に設定する場合）  増改築前の建築物が平成28年４月１日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し | | |  |
| (基準省令附則第３条又は第４条の適用を受ける場合)  法施行の際（平成28年４月１日）現に存することを確認できる書類の写し | | |  |
| (特定増改築時：法附則第３条の適用を受ける場合)  法施行の際（平成29年４月１日）現に存することを確認できる書類の写し | | |  |
| 委任状　＜注１＞ | | | |  |

＜注１＞　委任状について

　　届出者・通知者から委任を受けた者が届出・通知を行う場合に限り必要です。

＜注２＞　提出図書の必要部数

　　届出・通知に必要な部数は、正本１部、副本１部です。

　　また、変更の場合は添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。

様式３の１

**添付図書一覧表**

**□建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第４項において読み替えて適用する同条第１項前段、省令第14条第３項の規定を適用する場合の法第20第２項前段、法附則第３条第５項において読み替えて適用する同条第２項前段の規定による届出・通知**

**□建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第４項において読み替えて適用する同条第１項後段、省令第14条第３項の規定を適用する場合の法第20第２項後段、法附則第３条第５項において読み替えて適用する同条第２項後段の規定による届出・通知（変更）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出・通知に必要な図書 | | 届出者・通知者  チェック欄 |
| 共通図書 | 付近見取図 |  |
| 配置図 |  |
| 各階平面図 |  |
| 床面積求積図 |  |
| 用途別床面積表 |  |
| 立面図 |  |
| 断面図又は矩計図 |  |
| 届出・通知に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価の結果を記載した書面 | □設計住宅性能評価書  □BELS評価書  □ |
| その他の書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 所管行政庁が必要と認める図書 | 添付図書一覧表（本紙） |  |
| (基準省令附則第３条又は第４条の適用を受ける場合)  法施行の際（平成28年４月１日）現に存することを確認できる書類の写し |  |
| (特定増改築時：法附則第３条の適用を受ける場合)  法施行の際（平成29年４月１日）現に存することを確認できる書類の写し |  |
| 委任状　＜注１＞ | |  |

＜注１＞　委任状について

　　届出者・通知者から委任を受けた者が届出・通知を行う場合に限り必要です。

＜注２＞　提出図書の必要部数

　　届出・通知に必要な部数は、正本１部、副本１部です。

　　また、変更の場合は添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。

様式４　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **添付図書一覧表**

**□建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請**

**□建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請**

**□建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請に必要な図書 | | | | | 申請者チェック欄 | | | | |
| 適合証等あり | | | その他 | |
|  |  | | | 認定の種別 | 向上 | 基準 | | 向上 | 基準 |
| 共通図書 | | | | | | | | | |
|  | 設計内容説明書 | | | |  |  | |  |  |
|  | 付近見取図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 配置図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 仕様書（仕上げ表を含む。） | | | |  |  | |  |  |
|  | 各階平面図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 床面積求積図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 用途別床面積表 | | | |  |  | |  |  |
|  | 立面図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 断面図又は矩計図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 各部詳細図 | | | |  |  | |  |  |
|  | 各種計算書 | | | |  |  | |  |  |
|  | その他確認に必要な書類（　　　　　　　　　　　　　）＜注１＞ | | | |  |  | |  |  |
| 性能向上計画認定において法第34条第３項各号に掲げる事項（他の建築物）が記載されている場合 | | | | | | | | | |
|  | 他の建築物に関する添付図書一覧表（本紙） | | | |  |  | |  |  |
|  | 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置状況を記載した図面 | | | |  |  | |  |  |
|  | 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面 | | | |  |  | |  |  |
| 設備機器関係（住宅）（住宅部分が含まれる場合） | | | | | | | | | |
|  | 機器表 | | | |  |  | |  |  |
| 設備機器関係（非住宅） | | | | | | | | | |
|  | 機器表 | | | |  |  | |  |  |
| 仕様書 | | | |  |  | |  |  |
| 系統図 | | | |  |  | |  |  |
| 各階平面図 | | | |  |  | |  |  |
| 制御図 | | | |  |  | |  |  |
| 所管行政庁が必要と認める図書 | | | | | | | | | |
|  | 適合証等（いずれか） | | 登録性能判定等機関が交付した適合証 | |  |  | |  |  |
|  | 品確法に規定する設計住宅性能評価書（断熱等級５、等級６又は等級７※及び一次エネ等級６※に適合する場合に限る。）の写し  ※基準省令の施行の際（Ｒ４/10/１）現に存する建築物は断熱等級４及び一次エネ等級４（設計一次エネが基準一次エネを下回る場合に限る。）又は等級５も可（増改築等をする部分は除く。） | |  |  | |  |  |
|  | 法第12条第６項に規定する適合判定通知書及び検査済証の写し | |  |  | |  |  |
|  | 性能向上計画認定通知書の写し及び検査済証の写し | |  |  | |  |  |
|  | 低炭素法第54条に基づく認定通知書の写し及び検査済証の写し | |  |  | |  |  |
|  | 品確法に規定する建設住宅性能評価書（断熱等級４、等級５、等級６又は等級７及び一次エネ等級４、等級５又は等級６※に適合する場合に限る。）の写し  ※法の施行の際現に存する建築物は等級３も可 | |  |  | |  |  |
|  | 添付図書一覧表（本紙） | | | |  |  | |  |  |
|  | 申請手数料算定表（様式５） | | | |  |  | |  |  |
|  | (基準省令附則第３項又は第４項の適用を受ける場合)  基準省令の施行の際（Ｒ４/10/１）現に存することを確認できる書類の写し | | | |  |  | |  |  |
|  | (基準省令附則第３条又は第４条の適用を受ける場合)  法施行の際（Ｈ28/４/１）現に存することを確認できる書類の写し | | | |  |  | |  |  |
|  | 変更時・軽微変更該当証明書交付申請時 | | | | | | | | |
|  |  | 変更床面積算定表　　　（変更様式１） | | |  | |  |  |  |
|  |  | 変更床面積算定表　別紙（変更様式２） | | |  | |  |  |  |
|  |  | 変更床面積算定に係る求積図（算定表の区分ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの） | | |  | |  |  |  |
|  |  | 変更床面積算定に係る求積表 | | |  | |  |  |  |
| 法第35条第２項に基づく建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合 | | | | | | | | | |
|  | 建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請書 | | | |  |  | |  |  |
| （構造）適合判定通知書（構造計算適合性判定が必要な場合） | | | |  |  | |  |  |
| 委任状　＜注２＞ | | | | |  |  | |  |  |

・性能向上計画認定に法第34条３項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、１の建築物ごとに図書を作成してください。

＜注１＞　その他確認に必要な書類について

　　適合証等ありの場合、各種計算書の提出は不要ですが、認定申請書第三面の記載内容について確認するため、国立研究開発法人建築研究所が公表している「エネルギー消費性能計算プログラム」の一次エネルギー消費量計算結果等の提出が必要です。

＜注２＞　委任状について

　　申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限り必要です。

＜注３＞　申請図書の必要部数

　　認定申請に必要な部数は正本１部、副本１部（適合証等を添付しない場合は２部）です。

　　また、変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更内容が分かる図書を添付し、直前の認定通知書及び副本（変更に係る部分に限る。適合証等を添付しない場合は２部。）を添えて提出してください。様式５

**申請手数料算定表**

**□建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請**

**□建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請**

**□建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請**

**申請手数料**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | | | **住宅部分** | | | **非住宅部分** | | |
| **①** | **②** | **③** | **④** | **⑤** | **⑥** |
| **適合証等**  **あり** | **適合証等なし** | | **適合証等**  **あり** | **適合証等なし** | |
| **仕様基準等※1** | **その他**  **の場合** | **モデル**  **建物法※2** | **その他**  **の場合** |
| **Ａ** | **戸建** | **～　　200㎡未満** | **6,900** | **20,000** | **37,000** | **－** | **－** | **－** |
| **200㎡　～** | **7,400** | **22,000** | **42,000** | **－** | **－** | **－** |
| **Ｂ** | **～　　300㎡未満** | | **12,000** | **37,000** | **74,000** | **12,000** | **93,000** | **238,000** |
| **300㎡　～　1,000㎡未満** | | **28,000** | **66,000** | **126,000** | **22,000** | **119,000** | **300,000** |
| **1,000㎡　～　2,000㎡未満** | | **35,000** | **158,000** | **388,000** |
| **2,000㎡　～　5,000㎡未満** | | **66,000** | **126,000** | **222,000** | **103,000** | **264,000** | **563,000** |
| **5,000㎡　～ 10,000㎡未満** | | **103,000** | **181,000** | **310,000** | **151,000** | **339,000** | **689,000** |
| **10,000㎡　～ 25,000㎡未満** | | **165,000** | **328,000** | **604,000** | **198,000** | **415,000** | **823,000** |
| **25,000㎡　～ 50,000㎡未満** | | **234,000** | **533,000** | **1,045,000** | **239,000** | **482,000** | **935,000** |
| **50,000㎡　～** | | **368,000** | **940,000** | **1,923,000** | **352,000** | **644,000** | **1,187,000** |

【一戸建ての住宅の場合】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 床面積※3の合計 | | | 表適用欄 | 金額 | 備考 |
| 適合証等あり | |  |  | ㎡ | ①－Ａ | 円 |  |
| 適合証等なし | 仕様基準等 |  |  | ㎡ | ②－Ａ | 円 |  |
| その他の場合 |  |  | ㎡ | ③－Ａ | 円 |  |

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 床面積※3の合計 | | | 表適用欄 | 金額 | 備考 |
| ア延べ面積 | イ除外面積  （共用部分等） | ア－イ |
| 適合証等あり | | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ①－Ｂ | 円 |  |
| 適合証等なし | 仕様基準等 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ②－Ｂ | 円 |  |
| その他の場合 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ③－Ｂ | 円 |  |

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合※4】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 床面積※3の合計 | | | 表適用欄 | 金額 | 備考 |
| ア延べ面積 | イ除外面積  （共用部分等） | ア－イ |
| 住宅部分 | 適合証等あり | | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ①－Ｂ | 円 |  |
| 適合証  等なし | 仕様基準等 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ②－Ｂ | 円 |  |
| その他の場合 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ③－Ｂ | 円 |  |
| 非住宅部分 | 適合証等あり | |  |  | ㎡ | ④－Ｂ | 円 |  |
| 適合証  等なし | モデル建物法 |  |  | ㎡ | ⑤－Ｂ | 円 |  |
| その他の場合 |  |  | ㎡ | ⑥－Ｂ | 円 |  |
| 計 | | | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  | 円 |  |

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無※5】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築基準関係規定に係る審査の申出 | 有・無 |  |  |

※１　仕様基準等とは、性能向上計画（変更）認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請にあっては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、性能基準適合認定申請にあっては基準省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。

※２　モデル建物法とは、性能向上計画（変更）認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請にあっては基準省令第10条第１号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、性能基準適合認定申請にあっては基準省令第１条第１項第１号ロに規定する基準を評価する方法をいう。

※３　床面積は、申請に係る部分の床面積を算定する。変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合、変更に係る部分の床面積を算定する。共同住宅等において共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合、共用部分は床面積の合計には含めない。

※４　複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。

※５　建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料額を加算する。

※６　性能向上計画認定に法第34条３項各号に掲げる事項が記載されている場合は、１の建築物ごとに手数料額を算出した額を加算する。

様式７

（第一面）

性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

　　年　　月　　日

　姫路市長　様

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

設計者氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第３条（同規則第７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

【適合判定通知書番号】　　　　　　　　第　　　　　号

【適合判定通知書交付年月日】　　　　　年　　月　　日

【適合判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 軽微変更該当証明書番号欄 | 決裁欄 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　号 | 第　　　　　号 |

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。様式８

（第一面）

性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

　　年　　月　　日

　姫路市長　様

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

設計者氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

直前の建築物エネルギー消費性能向上計画認定

【認定書番号】　　　　　　　　第　　　　　号

【認定書交付年月日】　　　　　年　　月　　日

【認定書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 軽微変更該当証明書番号欄 | 決裁欄 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　号 | 第　　　　　号 |

（注意）第二面から第六面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式18

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による

軽微変更該当証明書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者氏名　　　　　　　　　　様

姫路市長

　下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第11条の規定に基づく同施行規則第３条（同施行規則第７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１　申請年月日　　　　　　　　年　　月　　日

２　建築物の位置

３　建築物の概要

様式19

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による

軽微変更該当証明書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者氏名　　　　　　　　　　様

姫路市長

　下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１　申請年月日　　　　　　　　年　　月　　日

２　建築物の位置

３　建築物又はその部分の概要

様式20

認定しない旨の通知書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

姫路市長

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第34条【第36条】第１項の規定に基づく下記の認定の申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、通知します。

記

１　受付番号　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　受付年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　理由

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式20の２

認定しない旨の通知書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　姫路市長

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第１項の規定に基づく下記の認定の申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、通知します。

記

１　受付番号　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　受付年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　理由

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式24

申請取下げ届出書

　　年　　月　　日

　姫路市長　様

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

１　申請の種別

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請

変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請

建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請

建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請

２　受付番号　　　　　　　　　第　　　　　　　号

３　受付年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　法第35条第２項に基づく申出（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定における確認の特例）の有無

有　　　無

５　建築物の位置

６　理由

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式28

建築物エネルギー消費性能基準への

適合に関する事項に関する報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第17条の規定により報告を求められた、下記の特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、報告します。

記

１　適合判定通知書番号　　　　　　　第　　　　　　　号

２　判定年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　特定建築物の位置

４　特定建築物の所有者氏名等

５　建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項

様式29

建築物エネルギー消費性能基準への

適合に関する事項に関する報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第21条第１項【附則第３条第10項】の規定により報告を求められた、下記の建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものについて、報告します。

記

１　当初受付番号　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　届出受付年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　建築主等

５　建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項

様式30

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が

完了した旨の報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので、報告します。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　認定建築主の氏名等

５　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したことを確認した建築士

（　級）建築士（　　）登録第　　　　　　　号

住所

氏名

（　級）建築士事務所（　　）知事登録第　　　　　　　　　号

名称

所在地

６　軽微な変更の内容

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　　　３　報告時には、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、工事監理報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式31

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が

完了した旨の報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので、報告します。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　認定建築主の氏名等

５　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したことを確認した施工者

　 （　　　　　）許可（　　―　　　）第　　　　　　　　号

名称

所在地

施工者氏名

６　軽微な変更の内容

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　　　３　報告時には、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、工事施工者による建築工事等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式32

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく

エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の

状況に関する報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第37条の規定により報告を求められた、下記の法第35条第１項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの）に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の状況に関して報告します。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　認定建築主の氏名

５　建築物の新築等の状況

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　　　３　この報告書には、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書並びに報告に必要な図書を添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式33

名義変更届出書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

譲渡人の住所又は

主たる事務所の所在地

譲渡人の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

譲受人の住所又は

主たる事務所の所在地

譲受人の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　下記の建築物の名義を変更したので、届け出ます。

記

１　認定の種別

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更の認定）

建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の認定

２　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

３　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　建築物の位置

５　変更後の建築主等

　【所有者の氏名又は名称】

　【管理者の氏名又は名称】

　【占有者の氏名又は名称】

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　譲渡人又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　　　３　この届出書には、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書等を添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式34

軽微な変更の報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　下記の計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第３条に規定する軽微な変更を行ったので、報告します。

記

１　適合判定通知番号　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　適合判定年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　建築主の氏名等

５　軽微な変更の内容

　　（ 変更前 ）

　　（ 変更後 ）

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　　　３　報告時には、適合判定通知書、計画書の副本及びその添付図書並びに報告に必要な図書を添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式36

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合

に関する事項の報告書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

報告者の住所又は

主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第43条の規定により報告を求められた、下記の基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、報告します。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　所有者の氏名等

５　建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項

（注意）１　※印欄は記入しないでください。

　　　　２　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　　　３　報告時には、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書並びに報告に必要な図書を添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　　号 |

様式36の２

建築主等変更届出書

　　　　年　　月　　日

　姫路市長　様

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は名称

代表者の氏名

電話（　　　　）　　　　－

電子メール

　下記の事項に変更がありましたので、この変更事項を届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適判 | 適合判定通知書交付年月日・適合判定通知書番号 | | 年　月　日・第　　　　号 | |
| 軽微変更該当証明書交付年月日・軽微変更該当証明書番号 | | 年　月　日・第　　　　号 | |
| 認定 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書交付年月日・認定番号 | | 年　月　日・第　　　　号 | |
| 軽微変更該当証明書交付年月日・軽微変更該当証明書番号 | | 年　月　日・第　　　　号 | |
| 建築物の位置（地名地番） | | |  | |
|  | |  | 変更後 | 変更前 |
| １　建築主 | |  |  |  |
| 住　　所 | 〒 | 〒 |
| 電話番号 |  |  |
| ２　代理者 | | 資格 | （　）建築士（　）登録第　　　号 | （　）建築士（　）登録第　　　号 |
|  |  |  |
| 建築士  事務所名 | （　）建築士事務所  （　）知事登録第　　号 | （　）建築士事務所  （　）知事登録第　　号 |
| 所在地 | 〒 | 〒 |
| 電話番号 |  |  |
| ３　設計者 | | 資格 | （　）建築士（　）登録第　　　号 | （　）建築士（　）登録第　　　号 |
|  |  |  |
| 建築士  事務所名 | （　）建築士事務所  （　）知事登録第　　号 | （　）建築士事務所  （　）知事登録第　　号 |
| 所在地 | 〒 | 〒 |
| 電話番号 |  |  |

（注意）未記入欄には斜線を引いてください。

様式37

基準適合命令書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

姫路市長

　下記の特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項の規定に違反していると認められますので、同法第14条第１項の規定により、違反を是正するために必要な下記の措置を命じます。

記

１　適合判定通知書番号　　　　　　第　　　　　　　号

２　判定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　建築主の氏名等

５　命ずる措置

６　措置の期限

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式38

指示書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

姫路市長

　下記の建築物について、エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第１項【第19条第２項】【附則第３条第３項】の規定に基づき、計画の変更その他必要な下記の措置をとることを指示します。

記

１　受付番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　受付年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　建築主の氏名等

５　指示する措置

６　措置の期限

様式39

措置命令書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　姫路市長

　下記の建築物について、　　　年　月　日付け第　　号により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第１項【第19条第２項】【附則第３条第３項】の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとることを指示したところですが、この措置がとられていないため、同法【第16条第２項】【第19条第３項】【附則第３条第４項】の規定により、指示に係る下記の措置を命じます。

記

１　受付番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　受付年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　建築主の氏名等

５　命ずる措置

６　措置の期限

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式40

改善命令書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

姫路市長

　エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第１項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）に従って行われていないと認めますので、同法第38条の規定により、改善に必要な下記の措置を命じます。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　認定建築主の氏名等

５　命ずる措置

６　措置の期限

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式41

認定取消通知書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

姫路市長

　下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第１項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）について、あなたは、同法第38条の規定に基づく　　年　　月　　日付け第　　　号による命令に違反しましたので、同法第39条の規定により、この認定を取り消し、これを通知します。

　これにより、この認定はその効力を失います。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　認定建築主の氏名等

５　理由

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式41の２

認定取消通知書

第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

姫路市長

　下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第２項の認定を受けた建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めますので、同法第42条の規定により、この認定を取り消し、これを通知します。

　これにより、この認定はその効力を失います。

記

１　認定番号　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

２　認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　建築物の位置

４　所有者の氏名等

５　理由

　（教示）

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（参考様式）

委任状

　●●　●●は以下の代理人に、下記の権限を委任します。

【代理人】

所在地

名称

氏名

連絡先の電話番号　　　　（　　　）

連絡先のFAX番号 　　　　（　　　）

連絡先の電子メール

記

建築物等の名称

敷地の地名地番

|  |  |
| --- | --- |
| 手続の内容  （右に掲げる手続に係る図書の提出・説明・修正・受領の全て） | □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物のエネルギー消費性能適合性判定の申請  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第２項又は第13条第３項の規定による変更の建築物のエネルギー消費性能適合性判定の申請  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第１項前段、同条第４項において読み替えて適用する同条第１項前段、第20条第２項前段又は法附則第３条第２項前段、同条第５項において読み替えて適用する同条第２項前段、同条第８項前段の規定による届出・通知  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第１項後段、同条第４項において読み替えて適用する同条第１項後段、第20条第２項後段又は法附則第３条第２項後段、同条第５項において読み替えて適用する同条第２項後段、同条第８項後段の規定による届出・通知  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請  □建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定による建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請 |